

一般社団法人山形県国際経済振興機構会員規程

(総則)

第1条 一般社団法人山形県国際経済振興機構（以下、「機構」という。）の会員について、機構定款で定めるもののほか、この規程で定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 機構定款第6条に規定する正会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 県内に事業所を有する団体、県内に居住する個人

(2) 特別会員 山形県又は県内市町村

2 機構定款第6条に規定する賛助会員は、所在地及び居住地の県内外を問わず、機構の事業に賛助する個人又は団体とする。

(会費)

第3条 会費は年会費制とし、会員の種類に応じ、次のとおりとする。

(1) 一般会員 1口あたり30,000円とし、1口以上とする。

(2) 特別会員 1口あたり30,000円とし、1口以上とする。

(3) 賛助会員 1口あたり5,000円とし、1口以上とする。

2 会費は、原則として、一括前払いとする。

3 年度途中で入会した会員の会費は、第1項に規定する年額とする。

4 年度途中で賛助会員から一般会員に移行する場合の当該年度の会費は、一般会員として納付すべき会費から既に納付している賛助会員の会費を差し引いた金額とする。

(加入期間)

第4条 会員の加入期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、会員より退会の申し出がない限り、毎年度自動的に会員として継続するものとする。

(会員の権利)

第5条 会員は、次の権利を有する。

(1) 一般会員

① 機構の総会に出席し、議決に参加することができる。

② 機構の事業に参加し、予算の範囲内において、その全てを利用することができる。

(2) 特別会員

① 機構の総会に出席し、議決に参加することができる。

② 機構の事業に参加し、海外渡航費助成等別に定めるものを除き、その全てを利用することができる。

(3) 賛助会員

① 機構の総会に出席することができる。ただし、その議決には参加できない。

② 機構の事業のうち、海外ビジネスに関する情報の提供を利用することができる。

(会員の義務)

第6条 会員は次の義務を負う。

(1) 会員は、この規程のほか、法令、定款、理事会で定めるその他の規程等を順守しなければならない。

(2) 会員は、第3条に規定する会費を納入しなければならない。

(3) 会員は、住所等入会内容に変更が生じた場合は、すみやかに機構へ届け出なければならない。

(入会の申込)

第7条 機構定款第6条第2項に規定する入会申込書は、別に定める様式によるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。